

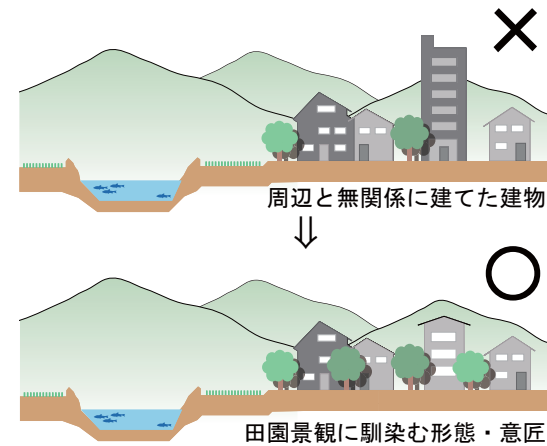
4 実現に向けた取り組み



4.1 ルールづくり

- ・ 景観法に基づく景観計画を策定し、広域的な視点から重要かつ良好な景観を形成するための基準を定め、景観づくりを着実に進めます。
- ・ 現在の良好な景観を保全するだけでなく、地域の個性や特色を伸ばすような景観を創出するための基準、地域の景観特性を活かしたデザイン等の基準を定めます。
- ・ 特に景観上重要な建造物、樹木について、その指定方針を定め、整備・保全を図っていきます。
- ・ 特に景観上重要な道路・河川・公園等の公共施設を指定し、その整備方針等を定めます。

【ルールの例】 周辺の景観に配慮した意匠形態



自動販売機の色を配慮した事例



沿道の景観のルール



緑を創出する住宅地のルール



歴史的な建物に配慮したルール

4.2 活動の推進

- ・多くの住民や事業者が景観に関心をもち、日頃から景観づくりに参加できるよう、イベント、講習会、コンテスト等による啓発活動を実施します。
- ・大人から子どもまで、あるいは地域ぐるみで、景観に対する意識の向上を図るため、学校や公民館などと連携し、子どもたちなどへの環境や景観の学習機会を提供し、次世代への継承活動を推進します。
- ・良好な景観を守り続けるには、その景観がおかれている環境や形づくられている背景・仕組みについても配慮する必要があります。特に、環境保全、グリーンツーリズム等の新たな観光や農業等の景観関連施策との連携に努めていきます。



小学生を対象にしたワークショップ（小郡市）



平成 17 年度筑後景観コンテスト

4.3 個性的な地区の景観まちづくり

- ・景観まちづくりを推進していくために、既に地域をあげて景観に取り組んでいる地区や、貴重な景観資源を持つ地区について、景観まちづくりの活動の支援を行ったり、景観協定など地域独自のルールづくりを進めるなど、個性的な地区の景観まちづくりを進めていきます。



【小郡市松崎地区】

かつて薩摩街道の宿場であった松崎地区には、旅籠建築や「構口」等の史跡など、歴史資源が数多く残っています。平成 18 年には筑後広域風致景観のルールづくりの景観モデル地区として取組まれ、平成 20 年には「松崎景観憲章」が定められ、現在、地域主体の景観まちづくりが進められています。



【大川市筑後川昇開橋周辺地区】

国鉄佐賀線の昇降式可動橋として昭和 10 年に開通した筑後川昇開橋は、現在、国指定文化財、日本機械学会の機械遺産に認定され、遊歩道として地元での保全と活用が進められています。また筑後川下流の重要な景観資源となっています。

4.4 仕組みづくり

- ・筑後川流域の良好な景観形成を推進するにあたっては、地域住民、地域団体・NPO、事業者、公共施設管理者、自治体など、多様な主体が参加する筑後景観協議会を設置します。
- ・筑後川流域の各地に点在している景観を共有財産とし、関係する様々な主体がパートナーシップを組み、筑後川流域における景観まちづくりに協働して取り組んでいきます。
- ・景観まちづくりを積極的に担うNPOなどの団体の活性化を図っていきます。



筑後川流域景観協議会・準備会のワークショップ



【地域住民】

景観づくりの担い手として、自発的に景観づくりに取り組み、地域のルールを遵守し、身近な清掃活動等に積極的に参加することが望まれます。

【地域団体・NPO】

景観づくりの実践的活動の中心となって推進する担い手であり、同時に次の担い手となる人材の育成に努めることが望まれます。また景観整備機構の指定を積極的に進めます。

【事業者】

良好な景観形成に資するよう地域のルールを遵守し、景観づくりへの積極的な参加と支援を行うことが望まれます。

【公共施設管理者】

景観に配慮した公共施設の整備・管理を行うことが望まれます。

【自治体】

景観づくりの基本的かつ総合的な施策を策定・実施し、景観づくりの普及・啓発・活動支援に努めるとともに、定められたルールの指導を行います。